

291

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

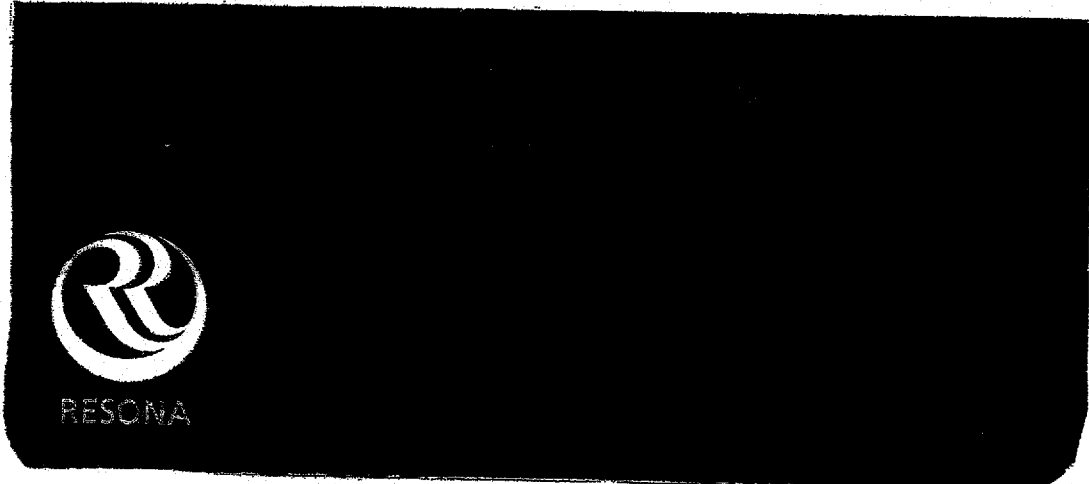
支出年月日	4年9月27日	支出額	57330 × 0.85 48731 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 (宮代事務所)
----	---------------

領収書等貼付欄

無所属県民会議

店番 普通預金口座番号
 リソナリテール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行 [] [] 様
普通預金 (兼総合口座) 高重夫 様



9	[Redacted]	事務所家賃 (宮代)
10	[Redacted]	[Redacted]
11	[Redacted]	[Redacted]
12	[Redacted]	[Redacted]
13	[Redacted]	[Redacted]
14	[Redacted]	れたか分かるよ
15	[Redacted]	府記すること。
16	04-09-27 .振替	*57,330 SMBC(チン)セ-7
17		

※ 領収書等に
 うな記載)、④
 ※ 按分した場

事業用賃貸借契約書(事務所)

385-0823

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 岡 重夫 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	第三タカノコーポ		102号室
	所在地	(住居表示) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代3丁目5番17号		
		(登記簿) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代三丁目783番地1		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建		
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月	昭和53年11月
	面 積	約36.02㎡ (約10.89坪)		
附 属 施 設	✕			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事業用・事務所専用

頭書(3) 契約期間

令和4年1月11日 から 令和7年1月10日まで 3年間 (2022.1.11~2025.1.10)	
目的物件の引渡し時期	令和4年1月11日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額55,000円・税込 (月額50,000円 (別途消費税等相当額 5,000円))		
共 益 費	月額2,000円・税込 (月額1,819円 (別途消費税等相当額 181円))		
駐 車 場	✕		
礼 金	金55,000円		
敷 金	金165,000円 初回契約時預り・無利息		
付属施設料	✕		
火災保険	入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに加入する義務を負う。		
保証会社	日本セーフティー㈱ 連帯保証人無プラン 初回1年間 57,000円、2年目以降 更新保証料10,000円/年 (直接請求・支払)		
その他の条件	特約条項参照。		
貸与する鍵	鍵No・本数	別紙「鍵の預り証」参照。	
賃料等の支払時期	翌月分を毎月27日に口座引落。 (休業日の場合は翌営業日・引落手数料330(税込)は借主の負担とします)		
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	SMBCファイナンスサービス (日本セーフティー経由)

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 岡 重夫
	(自宅) TEL 0480-93-8956
	(勤務先) TEL 白岡事務所・0480-93-5671 (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]
管理業者	商号又は名称 株式会社イシモ建設
所在地	埼玉県春日部市浜川戸2-13-13 TEL 048-754-7111
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣(01)第00560号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [REDACTED] (賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証 会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	日本セーフティー(株)
		主たる事務所の所在地	東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル8F
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通省(1)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

- ・本契約更新時には、借主は貸主に対して更新料として新賃料の1ヶ月分を支払い、更新事務手数料として新賃料の1/2ヶ月分+消費税を貸主・借主双方は媒介業者へ支払うものとします。
- ・入居中は、借主の責任と負担において管理会社指定の保証会社に参加するものとします。
- ・入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに参加する義務を負います。

頭書(9) 特約事項

- ・本物件は現況有姿で入居するものとします。ただし、現況の和式便所は、借主の希望があれば本物件引渡し後に貸主の負担で洋式便所に変更工事が可能です。退去時には借主の責任と負担において原状回復工事が必要となります。(現況:天井・壁はビニールクロス・床はコンクリート(多少のひび割れ等がありますが、修繕は致しません))また、物件内に設置されている照明器具等に関しては前入居者の残置物となりますので保証は出来ません。故障時等のメンテナンス費用及び修繕・撤去・新設工事費用等は借主の負担となります。
- ・本物件は、借主の事業(政治活動・県会議員)のための事務所として賃借するものであり、それ以外の用途で利用する事は禁止とします。万が一、入居中に利用形態や事業内容の変更等をする場合には、事前に貸主へ申し出て許可を得るものとし、賃料の1ヵ月分+消費税を用途変更使用料として支払うものとします。また、変更に伴い保証会社及び火災保険の内容変更費用が発生した場合にも、借主の負担で支払うものとします。
- ・借主は自己の政治活動等に利用する事を希望しており、貸主はその目的に沿うよう必要な許可取得等に協力するものとします。ただし、許可取得ができなかった場合や相続等により賃貸借契約が出来なくなっても貸主及び仲介会社はその責めを負いません。
- ・本契約後、改装工事により造作工事や配管・配線等(パーテーション一部撤去費やコンセント増設工

事等)の変更をする場合には、事前に連絡及び工事計画書と図面を提出の上、貸主の承諾を得て借主の責任と負担において工事するものとします。また、退室時には原状回復義務を負います。

- ・業種によっては各店舗・事務所で防火管理者(有資格)の設置が必要となり、開店前までに消防署に使用開始届を提出しなければなりません。そのため消防検査等に合致した改装が必要となる事を借主は承諾の上、入居及び改装工事を行うものとします。また、入居中は借主の責任と負担において維持管理するものとし、消防検査・点検等の結果、維持管理及び必要な改善を求められた場合には借主の責任と負担において対応・改善するものとします。
- ・新たに本物件の外部に直接看板等を取付けることは禁止とします。ただし、貸主へ計画書を提出しその許可を得られた場合には設置可能ですが、貸主の想定外の設置場所や大きさにより別途費用が発生する可能性があります。
- ・本物件に入居後、近隣からの苦情等(営業時間・騒音等)には真摯に対応し、借主の責任と負担において改善に努め解決するものとします。
- ・本物件への借主及び借主の関係者等の居住は禁止します。借主及び借主の関係者等の寝泊まりが判明した場合には貸主は本契約を即時解約できるものとし、借主はその通知に従い速やかに原状回復工事をして明渡すものとします。
- ・本物件の利用に関して借主及び借主の関係者等が何らかの問題を起こした場合には、借主の負担と責任において改善に努めるものとします。万が一改善が見られない場合には、貸主からの通告後に賃料の値上げとなる場合があり、借主はその通告に従うものとします。また、その後の更新契約は出来ないものとします。
- ・借主からの退去通告は3ヶ月前通告となります。
- ・退室時は、通常クリーニング費用(基本42,000円・税別)は借主の負担とし、敷金より差引かせて頂きます。借主の責による汚損・破損等及び債務があった場合には、原状回復にかかる修理費用等及び債務を敷金より相殺とし、足りない場合には別途支払うものとします。また、貸主は返金すべき敷金があった場合には速やかに返金するものとします。
- ・宮代町は、事業用のゴミは家庭用ゴミの収集には出せませんので借主の責任と負担において適切に処分してください。
- ・電話・インターネット環境等の配管・配線工事及び地上デジタル放送や衛星放送の視聴に伴うアンテナの設置、幹線引込費用、月額の使用料等は、借主の負担となります。
- ・本物件周辺は近年の局地的な集中豪雨や異常気象等により、排水が許容範囲を超えた場合に付近との高低差による浸水等、何らかの被害が出る可能性があることを了承して借り受けるものとします。
- ・本物件は周辺環境により、騒音・振動・臭気等の発生、並びにその影響により建物に歪み等が発生する可能性があることを借主は了承して借り受けるものとします。
- ・対象不動産周辺は第三者所有地となっているため将来建築物が建設(又は増築・改築)され、その際周辺環境・景観・日照・眺望・風向・各種電波障害等に影響がでる場合があることや、逆に借主が改装する際に近隣に対して騒音・振動・臭気等の対策を講じなければならない可能性がある事を借主は了承するものとします。
- ・「法令に基づく制限」については、重要事項説明時点における内容であり、将来法令の改正等により、対象不動産の利用等に関する制限が付加または緩和されることがあることを借主は了承するものとします。
- ・契約条項第6条(B)は削除します。

以下余白。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3 年 12 月 23 日

貸主 甲	〒 [REDACTED]		
	氏名 [REDACTED]		
借主 乙	〒 349-0217 埼玉県白岡市小久保625-1 18-9211白岡B棟206		
	氏名	岡 重夫	TEL 0420-93-5671 携帯 [REDACTED]
保証会社	㈱日本セーフティーの保証システムを利用する。		
緊急時の連絡先 (入居者以外の 身内の方)	〒 [REDACTED]		
	氏名	続柄	TEL 携帯: [REDACTED]

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(1)第23649号	免許番号	埼玉県知事(6)第17198号
免許年月日	平成30年3月9日	免許年月日	平成30年1月31日
所在地	春日部市浜川戸2-13-13	所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町本田2-6-1
商号	株式会社 イシモ建設	商号	有限会社 鈴木木一ム
代表者	石島 誠	代表者	鈴木 充
電話	048-754-7111	電話	0480-34-9699
宅地建物取引士		宅地建物取引士	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 125-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年 9月27日	支出額	11,250円
使途	駐車料金(10月分) [15,000×75%=11,250] 株式会社東急コミュニティー		

領収書等貼付欄 別紙参照

政務活動車両
 自宅マンションに
 自家用車両と
 政務活動車両の
 2台分、駐車場を
 借りています。

区分所有者と
 して、マンションを
 借りられるため、
 契約者は実父、
 [REDACTED]
 となっております。

⑤ 金野桃子

No. _____

自動車駐車契約書

_____ (以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。)とは _____
 _____ 敷地内駐車場内に甲の指定する自動車 (以下「登録自動車」という。)を駐車するため _____ 駐車場運
 営細則 (以下「運営細則」という。)に則り次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (登録自動車並びに駐車区画)

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車 名 トヨタカローラスポーツ
 車両登録番号 _____
 車両所有者名 桃子
 車両使用者名 桃子
 駐車区画 _____

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時も同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込期限内 (全長・全幅・全高・総重量) で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

第2条 (契約の期間)

契約期間 2020年 2月10日から2020年 8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

第3条 (駐車場使用料)

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

第4条 (使用料の変更)

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相当になったときは契約期間中といえども、 _____ 管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

第5条 (甲の賠償義務)

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の免責)

1. 乙は、天災、地変、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権限処分の禁止)

契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
- (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙合意をもって協議の上処理するものとする。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保存する。

2020年2月8日

甲 (借主)

乙 (貸主)

理事長



2022年10月15日

領収書No. 43842022100001

〒335-0023
 埼玉県戸田市本町1-21-8
 無所属県民会議戸田支部

(管理受託業務) 株式会社 東急コミュニティー
 〒158-8500
 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
 世田谷ビジネススクエアタワー

こんの 桃子 様

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
 川口センタービル2階

金野 桃子 様

株式会社 東急コミュニティー
 第一事業部(マンション)
 北関東支店 営業チームB

領 収 書

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 下記のとおり領収いたしましたのでご確認お願いいたします。

金額		¥15,000- (内、消費税等額 ¥0)					
入金日	号室	該当年月	項目名	摘要	本体金額(円)	消費税等額(円)	税込金額(円)
2022/09/27		2022/10	駐車場使用料		15,000	0	15,000
合 計					15,000	0	15,000
住 所		埼玉県川口市本町四丁目1番8号 川口センタービル2階					
お問合せ先		担当部署 第一事業部(マンション) 北関東支店 営業チームB TEL 0120-011-109 担当者					
備 考							

【注意】
 下記の場合は無効です。

- ・金額訂正又は改ざんしたもの
- ・収納した小切手等が不渡の場合
- ・手書きによるもの
- ・社印のないもの

㊤ 収入印紙

整理番号	126-1
------	-------

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2022年 9 月 27 日
支出額	10,193 円 $13,200 + 390 = 13,590$ (保証料)
	(按分した場合の積算方法 $13,590 \times 75\% = 10,193$)
使 途	来客用駐車場代(9月分)
支 出 先	住友林業レジデンシャル株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子

EPOS ご利用代金明細書

桃子 様

MARUI GROUP
 株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4-3-2
 登録番号 関東財務局長(6)第01386号
 お問い合わせはエポスカスタマーセンターまで (受付時間9:30~18:00)
 東京 03-3383-0101 大阪 06-6630-0101

いつもエポスカードをご利用いただき、ありがとうございます。
 ご利用いただきましたカードのご利用明細を下記の通りご案内申し上げます。

明細作成日	2022年09月05日	明細書ページ数	01ページ目
-------	-------------	---------	--------

■ 今回のご請求額

お支払日	2022年09月27日
お支払金額合計	13,590円

<口座引落しの方へ>金融機関が休業の場合は、お引落し日は翌営業日になります。

・口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までにお届けします。

カード種類	エポスカードVISA
全振替口座名	埼玉りそな銀行
支店名	
口座番号	
口座名義	ムジヨソケンミンカイギト様

※上記「お支払口座」はエポスカードの登録内容を表示しております。
 ※金融機関の手続きの都合等により、上記口座からお引落しできない場合があります。

ご利用明細

★ショッピングの1回・2回・ボーナス一括払い、キャッシングの1回ご利用分を「リボ払い」に変更いただけます。【リボ変更締切日：09月19日】
 ※リボ変更によりリボ・分割・ボーナス払いのご利用残高がご利用可能枠を超える場合は変更いただけませんのでご注意ください。

ご利用日	ご利用内容	金額	回数	回数	金額	手数料	合計
	<その他ご利用分・手数料等>						
	9月分家賃等	13,200	1回	1	13,200		
	9月分保証料	390	1回	1	390		

今回のお支払合計金額(円)	13,590円
---------------	---------

・ショッピングのリボ払いの「弁済金」、分割払いの「分割支払金」は、本書面では「お支払金額」と記載しています。
 ・ショッピングのリボ払いの「現金販売(提供)価格」、分割払いの「支払総額」は、本書面では「ご利用金額」と記載しています。
 ・ショッピング分割払いの場合、記載金額に分割払い手数料を含みます。
 【ご利用日】ご利用締め日(お支払日の前月同日)までに到着した売上表および現在お支払い中のご契約のご利用日です。
 【今回回数】何回目のお支払かを表示します。
 【摘要】ボーナス払いのお支払予定月やリボ払いの元利内訳、海外利用の場合の現地通貨額/換算レートなどを表示します。(上段:現地通貨ご利用額、下段:換算レート)
 ※為替相場により、現地通貨額・通貨レートを表示できない場合もございます。
 【リボ・分割】○=リボ変更済みです。●=増額引落し申請を承りました。▲=分割変更済みです。
 【備考】◇=優待割引適用分です。□=VISA加盟店利用の取消による金額変更分です。◆=いつでもリボで承りましたがリボ・分割・ボーナス払いのご利用可能枠を超えたため、1回払いのご利用になります。△=コンビニ・郵便局(後払い)でご利用後、エポスカードでのお取扱いに変更させていただきました分です(リボ変更対象外)
 ▽=バーチャルカードご利用分です。

1回払いのご利用等を除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いを停止できる場合があります。

126-3

駐車場使用更新契約書

【賃借人用】

2007001901-P0012

賃貸人を甲とし、賃借人を乙として、甲と乙は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。
この契約の締結の証として契約書 2 通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自 1 通保管する。

■ 賃貸借の目的物件

名称	ビューテラス戸田公園	
所在地	埼玉県戸田市上戸田2-46-10	

■ 契約条件

項目	ヶ月	金額	項目	金額
契約時支払済			月額費用	
契約期間	2022年04月01日 から 2023年03月31日 まで			
更新料	なし		更新事務手数料	なし
賃料振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。			

■ 駐車対象車両

車種	トヨタ ムーヴ	色	白
登録ナンバー	[Redacted]		

契約締結日 2022 年 04 月 01 日

賃貸人(甲)	氏名	[Redacted]	印鑑不要
	住所	[Redacted]	
	電話番号		
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	●
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階	
	電話番号	0486485981	
賃借人(乙)	氏名	金野 桃子	●
	住所	戸田市 本町 1-21-8-1F	
	電話番号	048-235-5358	
連帯保証人 (丙)	氏名		Ⓜ
	住所		
	電話番号		
	氏名		Ⓜ
	住所		
	電話番号		

■ 特約事項

【契約者変更に関する特約】

1. 借借人につき2020年4月1日より [] から金野桃子へ名義変更する。
2. 旧借借人である [] が契約締結時に支払った敷金15,000円は金野桃子に譲渡するものとする。
3. 借借契約上の権利と責任を金野桃子は引継ぐものとする。
4. 本借借人名義変更を以って、現契約時の連帯保証人の設定がある場合、その責は終了する。
5. 本契約においては、解約時原状回復費用算出の際、
契約期間は [] での法人契約において契約していた期間を含むものとし、
契約期間は2008年4月1日を起算とする。
6. 新旧借借人である金野桃子及び [] は上記事項に同意し署名捺印をするものとする。

2021年4月分駐車場代より、16,500円から13,200円へ変更するものとする。

以下余白

駐車場

整理番号	71
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日 令和4年9月28日	支出額	85,318 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
--------------------	-----	-------------------------------

使 途	事務所賃料 (令和4年 9月分)
-----	------------------

領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798 × 0.9 = 85,318

政務活動に使用する割合が 90 %であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

普通預金(兼お借入明細)

年 月 日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
04-09-28	振替	*94,798	RKS(子リヨウト)	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

名義人
八子朋弘

整理番号 **147**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年9月28日	支出額	65,394 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所貸借料		

領収書等貼付欄

04-09-28 .送金 | *72,660 | [REDACTED] | [REDACTED]

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

③事務所貸借料 ⑤石川忠義

72,660(¥72,000家賃、¥660手数料) × 0.9 = 65,394

政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と
 借主： 石川 忠義 (以下「乙」という) 及び
 連帯保証人： XXXXXXXXXX (以下「丙」という) は、
 下記の物件 (以下「本物件」という) について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、
 建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結した。

(1) 賃貸借の 目的物の 表示等	名称	(082)コバヤシビルB棟(管理外)		2 階	201	号室
	所在地	(住居表示) 〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30				
	種類	貸店舗・事務所(一部)	家屋番号			
	面積	39.68 m ²	構造・階数	鉄骨造	2	階建
	貸主・ 転貸人	住所	XXXXXXXXXX			
		氏名	XXXXXXXXXX			
	物件の 管理者	住所	XXXXXXXXXX			
		氏名	XXXXXXXXXX			
	電話	XXXXXXXXXX				

(2) 賃貸借条件	使用目的	事業					
	借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ		電話番号	0480-23-8683	
		氏名	石川 忠義		携帯電話	XXXXXXXXXX	
		生年月日	1969年12月5日		性別	男性	
		勤務先名	埼玉県議会				
	入居者名	続柄	氏名	性別	生年月日	電話番号	
		本人	石川 忠義	男性	1969年12月5日	XXXXXXXXXX	
					合計	1 名	
	連帯 保証人	フリガナ	XXXXXXXXXX		電話番号	XXXXXXXXXX	
		氏名	XXXXXXXXXX		携帯電話	XXXXXXXXXX	
		性別	男性	生年月日	XXXXXXXXXX	続柄	XXXXXXXXXX
	月額	家賃	65,455 円	消費税	6,545 円	税込	72,000 円
		共益費	0 円	消費税	0 円	税込	0 円
駐車料		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
		0 円	消費税	0 円	税込	0 円	
	月額合計					72,000 円	
契約金・ 一時金	敷金	144,000 円		礼金	0 円		
	火災保険料	39,210 円			0 円		
		0 円			0 円		
更新料	新家賃の 1 ヶ月分		更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税			
火災保険	日新火災海上保険株式会社						
契約 期間	始期	2021年5月21日		から	3 年 0 ヶ月		
	終期	2024年5月20日		迄の			
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する						
家賃、 管理・共益費等、 及び駐車料等の 支払方法並びに 支払期限	金融機関	XXXXXXXXXX		銀行	支店	XXXXXXXXXX 支店	
	口座	XXXXXXXXXX		口座番号	XXXXXXXXXX		
	名義人	XXXXXXXXXX					
	持参先	XXXXXXXXXX					
	翌月分を毎月 末 日までに 振込						

整理番号 27-1

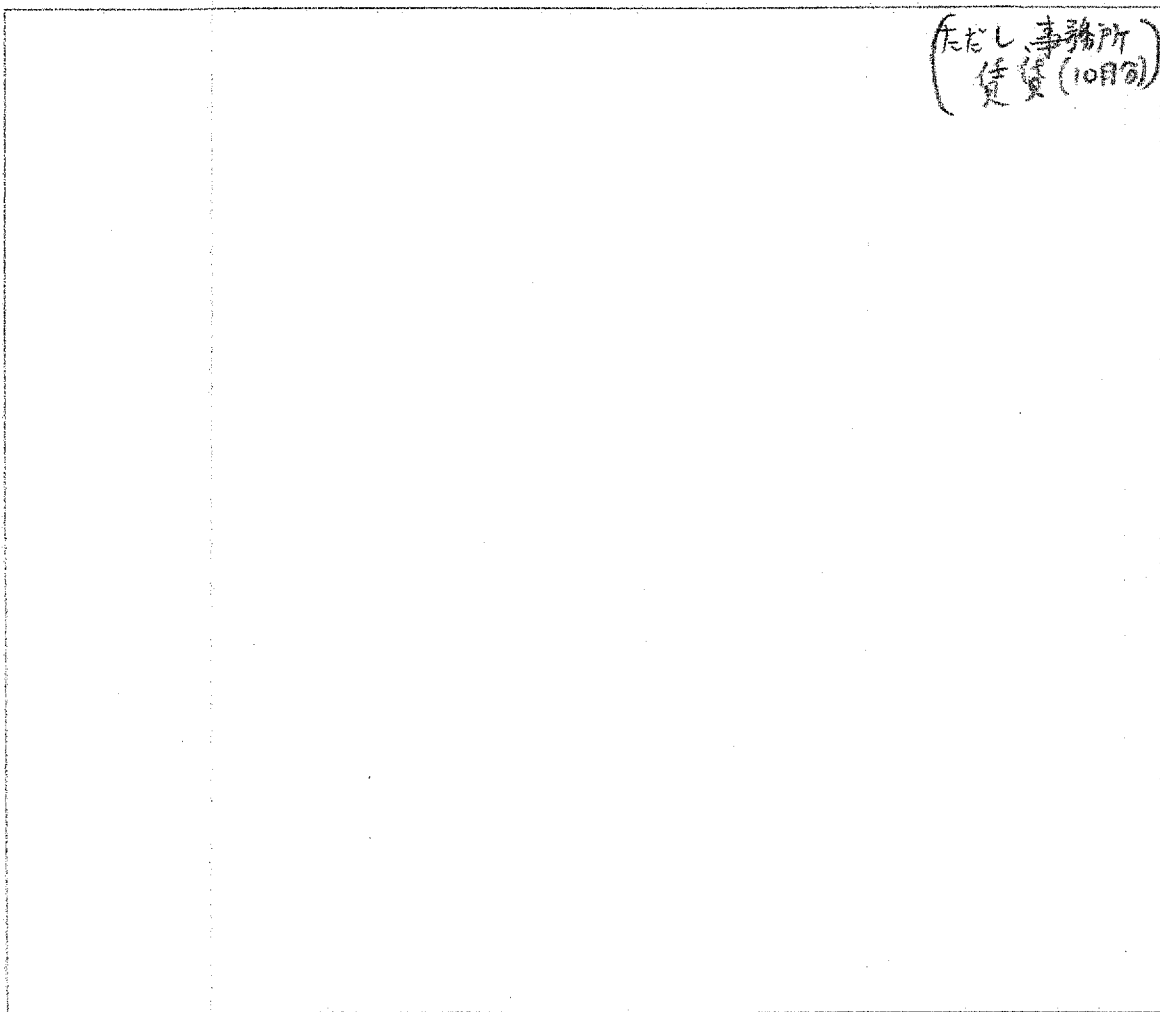
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2022年 9月28日	支出額	46,937 円
使 途	事務所賃貸(10月分) オルテ地所開発株式会社		[55,220×85%=46,937] 50,000 + 5,000 + 220 (税) (手数料)

領収書等貼付欄

別紙参照



⑤ 金野桃子

覚書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、
 下記物件に付き、下記条項を合意したので覚書とする。
 甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を 2019 年 10 月分 (2019 年 9 月末日までに支払い分) より 50,000 円 (別途消費税) に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町 1-21-8
 名称 パークハイツ熊木
 号 室 1 階 (事務所)

以上

2019 年 9 月 30 日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主 住所 戸田市本町 1-21-8-1A

氏名 金野桃子

事業用貸借契約書

更新

貸主 [] (以下「甲」という。)と、借主 金野 桃子 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名 称	パークハイツ熊木 1F事務所		
所 在 地	(住居表示)	戸田市本町1-21-8	
	(登記簿)	戸田市本町一丁目1386番地4	
構 造	鉄骨造陸屋根4階建		
種 類	貸事務所	新築年月	1990年8月11日
間 取 り	スケルトン	床 面 積	18.46㎡ (5.58坪)
賃 貸 方 法	一般借家契約		
付 属 施 設	階段下倉庫		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政治事務所

頭書(3) 契約期間

期 間	2022年5月1日	～	2025年4月30日	(3 年間)	2019 年～
-----	-----------	---	------------	---------	---------

頭書(4) 賃料等

月 額 賃 料 等	賃 料	55,000 円	共 益 費	0 円	駐 車 場 使 用 料	0 円
	(内消費税相当額)	5,000 円)	(内消費税相当額)	0 円)	(内消費税相当額)	0 円)
そ の 他	付 属 施 設 使 用 料	0 円	月 額 合 計 (税 込)	55,000 円	支 払 時 期 支 払 方 法	毎月末日までに翌月分を 振込み
	(内消費税相当額)	0 円)	(内消費税相当額)	円	火 災 保 険 料	別途契約 3 年間分 円
そ の 他	敷 金	110,000 円		円	償 却	無し
	賃料の 2 ヶ月分		(内消費税相当額)	円)		
	保証料	新規契約時 一 円				
	※更新料:	一 円				
その他の条件						
貸与する鍵	鍵 No.					
	本 数		本	本	本	本
賃料の振込先						

頭書(5) 借主緊急連絡先及び入居者、駐車車両

緊急連絡先	氏 名		自宅TEL		携帯TEL	
	()	住 所		Fax/Mail		
入 居 者	氏 名	借主と同じ	自宅TEL	借主と同じ	携帯TEL	借主と同じ
	(本人)	住 所	借主と同じ	Fax/Mail	借主と同じ	
駐 車 車 両	メ ー カ	一 一	車 種 名	一	カ ラ ー	一
					ナ ン バ ー	一

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏 名	[]	TEL	[]
	住 所	[]		
管 理 業 者	氏 名	オルテ地所開発株式会社	TEL	048-443-1411
	住 所	埼玉県戸田市本町4-17-28		
	賃貸不動産管理業協会会員番号:国土交通大臣(1)第4780号/管理担当者		賃貸不動産管理士登録番号	
所 有 者	住 所	一		
(貸主と異なる場合)	氏 名	一		

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックしその右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏 名	
		住 所	
		極 度 額	一
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供 する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	

127-4



名義: 無所属県民会議
戸田支部

3

日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
6	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
7	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
8	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
9	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
10	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
11	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
13	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
14	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
15	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
16	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
17	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
18	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
19	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
20	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
21	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
22	04-09-28 振替	*55,220 RKS(オムチ)	[REDACTED]	[REDACTED]
23	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
24	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

① 任意振込の小切手等で入金の際は、摘要欄にお支払ができる予定日を表示します。
 ② お支払の特典等は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ③ 本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳裏面に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

3

整理番号 **131**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年9月29日	支出額	14,400 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	馬車場代(事務所用)		
領収書等貼付欄			

領収証 無所属県民会議 久喜支部 No. _____
埼玉県議会議員 石川忠義 様 登録番号 _____

金額									
			4	1	6	0	0	0	0

但 R4. 10月分 馬車代 2台分
 A4年 9月 29日 上記正に領収いたしました

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

収入印紙

TEL [Redacted]

16,000 × 0.9 = 14,400
 政務活動費に使用可算割合は 9/10 である


※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 300


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年 9月30日
支出額	57,800円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 68,000 × 0.85)
使途	事務所家賃 (白岡事務所)
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫  印

第5回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表 示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	壹ヶ月	敷金
	68,000円也	136,000円也（無利息の約定）

貸主 [] を甲として、借主 無所属県民会議
白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃借料を
以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は、2022年9月1日より2025年8月31日 迄向う3ヵ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に 関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。
- 第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は 完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還する こと。
- 第10条 （ 特 約 条 項 ）
- ・ 家賃振込先： [] 宛
 - ・ 公共事業等により、カー立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
 - ・ 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
 - ・ ガスは乙側の業者とする。
 - ・ 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
 - ・ 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各巻通宛を所持する。

2022年8月10日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED] [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (印)

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜1203-1

氏名 無所属県民会議白岡支部
岡重夫 (印)

連帯保証人 住所

氏名 (印)

仲介人 住所 〒349-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1

有限会社 田口住宅
代表取締役 吉岡由隆
氏名 TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1355 (印)

取引主任者 登録番号 [REDACTED] (印)

整理番号 90-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年9月30日	支出額	74,196 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 R4.10月分		


領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R4.10月分

$(82,000 + 440) \times 90\% = 74,196$ 円

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため90%の按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
40476	04-09-30	12:22
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥82,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		使 認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
ミツビシユー・イフク・イイ
ヒカクマツヤマ
普通 0272630
イセト-カ様
登録番号 0010
マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400616

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 [] (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人の義務について連帯保証契約を締結した。

(以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙

頭書(1)	貸借の目的	事業用	
所在地	東松山市箭弓町3丁目3-13	面積	12.00坪
用途	木造	その他使用可能な面積	(約) 坪
物件の所有者	[]	敷金	0円
使用目的	店舗	更新時積み増し金	0円
賃料	月額 80,000円(うち消費税)	礼金	0円
管理費	月額 2,000円(うち消費税)	権利金	0円
共益費	月額 0円(うち消費税)	更新料	1ヵ月分
駐車料	月額 0円(うち消費税)	更新手数料	11,000円(うち消費税)
付属施設料	月額 0円(うち消費税)	保証料	1,000円
雑費	月額 0円(うち消費税)	敷金・保証金の返還時期	契約期間満了時
保険料	月額 0円(うち消費税)	保証金の償却	本物件の明渡し後
保証金	0円	保証金の償却	本物件の明渡し後
敷金・保証金の返還時期	契約期間満了時	契約期間	2023年9月30日から2025年9月30日まで
保証金の償却	本物件の明渡し後	借主の解約権	借主は、借主が解約の意思表示をした日から3ヵ月の経過をもって発生する。
借主の解約権	借主は、借主が解約の意思表示をした日から3ヵ月の経過をもって発生する。	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払	前払 (氏名) 持参先
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払	前払 (氏名) 持参先	期限	届込先 [] 届込先 委託会社名
期限	届込先 [] 届込先 委託会社名	認月分を毎月 28 日迄に前払 (翌月分前払)。	但し、振込の場合は、日までに入金を確認できるものとする。

頭書(2)	貸借の目的	事業用	
所在地	東松山市箭弓町1丁目13番15号	面積	12.00坪
用途	木造	その他使用可能な面積	(約) 坪
物件の所有者	[]	敷金	0円
使用目的	店舗	更新時積み増し金	0円
賃料	月額 80,000円(うち消費税)	礼金	0円
管理費	月額 2,000円(うち消費税)	権利金	0円
共益費	月額 0円(うち消費税)	更新料	1ヵ月分
駐車料	月額 0円(うち消費税)	更新手数料	11,000円(うち消費税)
付属施設料	月額 0円(うち消費税)	保証料	1,000円
雑費	月額 0円(うち消費税)	敷金・保証金の返還時期	契約期間満了時
保険料	月額 0円(うち消費税)	保証金の償却	本物件の明渡し後
保証金	0円	保証金の償却	本物件の明渡し後
敷金・保証金の返還時期	契約期間満了時	契約期間	2023年9月30日から2025年9月30日まで
保証金の償却	本物件の明渡し後	借主の解約権	借主は、借主が解約の意思表示をした日から3ヵ月の経過をもって発生する。
借主の解約権	借主は、借主が解約の意思表示をした日から3ヵ月の経過をもって発生する。	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払	前払 (氏名) 持参先
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払	前払 (氏名) 持参先	期限	届込先 [] 届込先 委託会社名
期限	届込先 [] 届込先 委託会社名	認月分を毎月 28 日迄に前払 (翌月分前払)。	但し、振込の場合は、日までに入金を確認できるものとする。

整理番号 91-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4年9月30日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R4.10月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R4.10月分 (事務所員用)

8,000円×2台分=16,000円

16,000円×90%=14,400円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
40476	04-09-30	12:21
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証
		円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0007

マツサカ ヨシヒロ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 300003

印紙税申告納付につき消和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

整理番号 92-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年9月30日	支出額	9,900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R4.10月分		

領収書等貼付欄


無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R4.10月分 (事務所来客者用)


11,000円 × 90% = 9,900円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
40476	04-09-30	12:21
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬)  認証		
千円 百円 十円 円		

お振込明細またはご案内

お受取人
 サイタマリツナ
 ヒカ`ツマツヤマ
 普通 4502906
 カ) サンアイト`ウサン様
 登録番号 0003
 マツサ`カ ヨツヒロ様

ご依頼人
 電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 300041

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

92-2

駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 松坂 嘉浩 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	東松山市箭号町1丁目5251-1		
名称	箭号町第一駐車場	指定場所 No.	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2ヶ年間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円

支払期限：毎月末日までに 当半分・翌月分 を支払う

支払方法
 口座振替
 現金
 現金
 現金
 金融機関： []
 口座番号： [] No. []
 口座名義人： []
 TEL： [] ※振込による手数料は借主の負担とする

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []
	住所 []

管理業者	商号又は名称 株式会社三愛不動産
所在地	東松山市箭号町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 []
	住所 []

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名 []
	住所 []
	月額額 [] 円

頭書(7) 更新に関する事項

更新時、乙は事務手数料として新賃料の1/2 (消費税別) を仲介業者へ支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

振込及び自動振替の手数料は乙の負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 9 月 3 日
 《代理人》

甲・貸主	氏名 [] 株式会社三愛不動産
	住所 [] 東松山市箭号町一丁目11番4号
	TEL []
乙・借主 (法人の場合)	代表者名 []
	住所 []
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松坂 嘉浩 TEL 0493-34-3704
	住所 東松山市大字正代1179
丙 連帯保証人	氏名 [] 印 [] TEL []
	住所 []
	月額額 [] 円
宅地建物取引業者	商号(名称) 株式会社三愛不動産 代表者 代表取締役 水谷幸太郎
	事務所所在地・TEL 東松山市箭号町一丁目11番4号 0493-22-8111
	免許証番号 埼玉県知事 (6) 第 17553 号
宅地建物取引士	氏名 [] 登録番号 []
	業務に従事する事務所名 株式会社三愛不動産
	事務所所在地 東松山市箭号町一丁目11番4号
	TEL 0493-22-8118

※印は実印

整理番号 311

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年10月7日	支出額	1,320 × 0.85 1,122 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	マット代金 (白岡事務所)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

DUSKIN
ダスキンの店

納品・領収書

無所属県民会議
白岡支部様

No. 180652

ダスキンの店フランチャイズチェーン店
ダスキンの店 武州
〒349-0217 白岡市小久喜9
TEL 0480-92-0285 FAX 0480-92-0646

発行日 4年10月7日

商 品 名	納品数	単 価	金 額	回収数	今回残
マット G	1		1,320		

4-3828

印 紙
5万円以上
貼 付

お買上げ額

内消費税額

領収額 1,320 円

担当者

上記正に領収致しました。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	S-158-1
------	---------

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和 4 年 10 月 11 日
支出額	67,500 円
	※ 政務活動費を充当した金額を記載
	(按分した場合の積算方法 75,000円×90%)
使 途	事務所賃借代(11 月分)
支 出 先	(株)コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名 鈴木 正 人



S-158-2

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 (株) コスモ (以下「甲」という。) と借主 鈴木正人 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / () 階建/全 () 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 1月 15日 から 令和6年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	15,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本			
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

158-B

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士;登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時には何もない状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>
--

S-158-4

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	S	159	
------	---	-----	--

鈴木正人事務所No. 159

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	令和 4 年 10 月 11 日	支出額	4,950 円
使 途	7 <small>※項目番号</small>	産業廃棄物処理代(9月分)	
		按分率	5,500 円 × 90%

領収書等貼付欄

③ 産業廃棄物処理代 (9月分)
⑤ 鈴木正人
 支払先 → 大村商事株式会社

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19	04-10-11	送金	*5,500	ATM オムラシヨウシ
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 ○お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

8

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。

整理番号 2-161-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 4 年 10 月 11 日
支出額	9,900 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 11,000円×90%)
使 途	契約駐車場代(11 月分)
支 出 先	(有)恵久土地

上記のとおり支出しました。

支出者名 鈴木 正 人



駐車場契約書

特約条項

所在地 富士見市水谷東2-3248-1
 名称 富久前 駐車場
 番号 [Redacted]
 賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)
 敷金 金 円也 (無利息の約定)

振込先 [Redacted]

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

第1条 賃貸借の期間は令和4年5月16日より令和5年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対してはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約すること出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

令和4年5月15日

貸主(甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東3-83-14
 氏名 有限会社 恵久土地
 代表取締役 市川 功久
 電話 [Redacted]



借主(乙) 住所 埼玉県志木市中宗岡1-1-2
 氏名 鈴木 正人
 電話 048-476-7525



仲介人 住所 氏名 電話

取引主任者 氏名 登録番号

整理番号 43

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広報・広聴活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	R4年10月14日	支出額	90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所 賃料 10月分
-----	-----------------

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
041014	0669179	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
00580005		***
		お取引金額
*****		¥100,000*
*****		*****
お取扱い できない場合	残高	***
09.41	現金手数料	¥330*
お振り先・お受取人 ご依頼人		
オカムラ リコ様		

三菱UFJ銀行

政務活動事務所
賃料 10月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と 岡村 ゆり子 以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	Weアオキビル 2階		
	所 在 地	(住居表示) 川口市青木2-9-26		
		(登記簿) 川口市青木二丁目146番地6、146番地5		
	構 造	鉄骨造/陸屋根/3階建の2階部分		
	種 類	事務所倉庫	新築年月	平成20年1月
面 積	63.74㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和1年 11月 1日 から 令和4年 10月 31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年 11月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 100,000円	敷 金	200,000円	家 財 保 険 料	借主で加入
礼 金	100,000円	仲介 手数料	110,000円(税込)		
その他の条件	振込手数料は借主負担です				
貸与する鍵	鍵 No. 本 数		本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末日まで				
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号 44

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1. 調査研究費 2. グループ活動費
	【広報・広聴活動費】
	3. 広聴費 4. 要請・陳情等活動費 5. 広報費
	【経常的経費】
	6. 人件費 7. 事務所費 8. 事務費
	9. 資料購入・作成費 10. 交通費

支出年月日	R4年10月4日	支出額	123,750 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途 政務活動事務所 更新料, 更新手数料

領収書等貼付欄
政務活動費 9割負担

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
0410140669179		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
00590005		***
		お取引金額
*****		¥110,000*

お取扱い できない場合	残高	* * *
09.42	税引手数料	¥330* おつり
青木信用金庫 南平支店 普通 2081424 シヤトウカイハツ(カ)様 オカムラ リリコ様		

お振込先・お取人・ご依頼人

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
0410140669179		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
00600005		***
		お取引金額
*****		¥27,500*

お取扱い できない場合	残高	* * *
09.43	税引手数料	¥209* おつり
青木信用金庫 南平支店 普通 2081424 シヤトウカイハツ(カ)様 オカムラ リリコ様		

お振込先・お取人・ご依頼人

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

発行日: 2022年09月10日

〒333-0821
埼玉県川口市大字東内野582-10

岡村 ゆり子 様

謝藤開発株式会社
〒332-0003
埼玉県川口市東内野582番1号
TEL:048-222-5548
担当:



御請求書

下記物件の賃貸借契約期間が満了となります。期日までに更新の手続きをお願いします。
お振込の場合は下記口座へお願いします。(振込手数料は、借主様負担)

物件名	Weアオキビル	部屋番号	2F
契約終了日	2022年10月31日	御契約者様	岡村 ゆり子
新契約期間	2022年11月01日 ~ 2025年10月31日		

更新費用内訳		
項目	金額	消費税
更新料	100,000 円	10,000 円
更新手数料	25,000 円	2,500 円
合計	137,500 円	

更新時必要書類			
書類名	契約者	入居者	保証人

--

御請求金額
137,500 円
更新手続き期日
2022年10月17日

御振込先	銀行	青木信金	支店	南平
	口座種別	普通	口座番号	2081424
	フリガナ	シヤトウカイハツカブシキガイシヤ		
	名義人	謝藤開発株式会社		

整理番号 **160**


政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	4年10月1日	支出額	360 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車料金(事務所用)
----	------------

領収書等貼付欄



駐車券↑
タイムズ24株式会社
 久喜駅西口第2
 駐車場
 0120-70-8924

22-10-21 **1-00020**
08:39

精算10-21 **13:16**
 駐車時間 4時間37分
 駐車料金 400円
 割引 0円

領収書

前払現金 400円
 釣銭 0円
 NO. 159149

⑤ 無所属県民会議 久喜支部

しないこと。
 数が足りない場合は、別紙を使用すること。
 (枝番)を付すこと。)

$400 \times 0.9 = 360$
 政務活動費に使用可能な割引あり
 9/1022あ372

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	110
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(Note: In the original image, the number 7 is circled.)

支出年月日	令和4年10月25日	支出額	90 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客駐車場 使用料
-----	-----------

領収書等貼付欄
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(番番)を付すこと。)
$100 \times 0.9 = 90$
政務活動に使用する割合が 90 %であるため
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

110-1

2022年10月25日
取引No 22RG0276

領 収 書

八子 朋弘 様

金額 100円

上記の金額正に領収いたしました。
内訳については、下記のとおりとなります。

発行者 : XXXXXXXXXX

品名	単価	数量	金額	備考
来客駐車場使用料	100	1	100	10/25 B 11-12

印
紙

みずほ台団地管理組合
管理組合収納事務受託者
JS日本総合住生活整

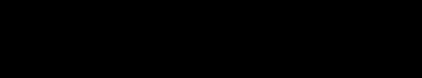
取扱者


整理番号 370


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年10月25日
支出額	4500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 5000 × 0.9)
使途	政務活動用車両 駐車場代金 (宮代事務所)
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡 重夫  印

※領収書紛失の為

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。) と賃借人 岡重夫 (以下、「乙」という。) は、以下のとおり駐車場賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が所有する駐車場の指定する区画 (以下、「本件駐車場」という。) を、乙所有の自動車の駐車場として本契約書に記載の条件にて乙に賃貸する。

(1) 駐車場の表示 所在地: 南埼玉郡宮代町宮代2丁目100-1 (月極駐車場No.2)
区画番号: [REDACTED] 番

(2) 乙所有の自動車 車種: スズキ トヨタ トヨタ
アルファード 770リクス
登録番号: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

(賃料)

第2条 賃料は、1台当たり月額5,000円 (消費税含む) とし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。また、振り込み手数料については乙の負担とする。

【振込先口座】 [REDACTED]

【口座名義人】 [REDACTED]

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割り計算した額とする。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、令和 4 年 2 月 / 日から1年間とする。ただし、期間満了の際、甲乙の間に異議がない場合は、自動的に1年間契約を更新し、以後も同様とする。

(禁止事項)

第4条 乙は、本件駐車場を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(通知義務)

第5条 乙は、第1条に記載した自動車を変更するときは、甲に書面等により通知しなければならない。

(賠償責任)

第6条 乙又は乙の関係人の故意または過失により、甲の設備、造作、駐車場内の他の自動

車等に損害を生じさせたときは、乙は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第7条 駐車場で生じた自動車の盗難、衝突、破損、人身事故。火災・天災等による事故被害に対しては、甲は一切責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第8条 次の各号のいずれかに掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めると当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 第2条に規定する賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- (2) 第4条に規定する禁止事項に違反したとき

(解約)

第9条 甲および乙は、契約期間中において、相手方に対し2か月前までに解約の通知をし、本契約を解約することができる。ただし、乙は、解約の通知に代えて2か月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(定めのない事項)

第10条 全各条に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 / 月 27 日

住所
賃貸人 (甲)

氏名
連絡先

住所
賃借人 (乙)

氏名

連絡先

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

南埼玉郡宮代町宮代3-5-17-102

岡重夫

[Redacted]

担当

([Redacted])

整理番号 96

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和4年 10月25日	支出額	¥88,660 × 0.8 70,928 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所費 ・事務所賃借料 11月分 (¥88,000+¥660送料)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

③事務所賃借料.11月分

店番 普通預金口座番号

リテール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行 [REDACTED] 様

普通預金 (兼総合口座) 〇〇〇〇〇〇

10			
16	04-10-25	送金	*88,660 [REDACTED]
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

[4]

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と、借主 醍醐 清 (以下「乙」という) とは、甲の所有する建物の室の賃貸借に関し、以下のとおり契約する。

第1条 (目的)

甲は、その所有する下記物件 (以下「本件物件」という) を賃貸し、乙はこれを賃借する。

<物件の表示>

所在 朝霞市本町二丁目1番1号野ロビル1階101号室

第2条 (使用目的)

乙は、本件物件を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件物件を現状のまま使用するものとし、本物件に造作の設置その他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項にもとづき造作の設置その他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件物件を原状に復しなければならない。

第3条 (契約期間)

契約期間は、令和4年5月1日から令和5年4月30日までの1年間とし、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからの通知がない限り、自動延長するものとする。

第4条 (賃料)

賃料は月額80,000円 (税別) とし、毎月末日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。

第5条 (禁止事項)

乙は、本件物件を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を第三者に譲渡しもしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第6条 (契約解除)

乙に次の各号に該当する事由が発生したときは、甲は、何らの

催告なしに、本契約を解除することができる。

- ② 賃料の支払いを3カ月以上怠ったとき
- ② 第5条の禁止事項に違反したとき
- ③ その他本契約の条項に違反し、甲乙間の信用を著しく害したとき

第7条（明渡し）

本契約が終了したときは、乙はただちに本件物件を原状に復したうえで甲の立ち会いを求め、本件物件を明け渡す。

第8条（解約）

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその3カ月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年5月1日

甲（住 所）

（名 称）

乙（住 所）

（名 称）

朝霞市西島 2-15-91

醍 醐 清

整理番号 97

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和4年10月25日	支出額	¥33,220 × 0.8 26,576 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所費 ・ 駐車場賃借料 11月分 (¥33,000+¥220送料)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

③駐車場賃借料.11月分

店番 普通預金口座番号

リテール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行 [REDACTED] 様

普通預金 (兼総合口座) 西尾 啓明 子青

14			
15	04-10-25	送金	*33,220 カジミカイワカ
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

4

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新契約書

賃貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2022年2月1日 から 2024年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の <u> </u> ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の <u>1</u> ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 <u> </u> 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 <u> </u> 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2021年12月24日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (・8) 第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED] 印
 登録番号 [REDACTED]

更新契約書

賃貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2022年2月1日 から 2024年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2021年12月24日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	朝霞市 用島 2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED]

整理番号	85
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	2022年 10月26日	支出額	67,470 円
使 途	事務所家賃(11月分として) (有)シゲノ		[74,967×90%=67,470]

領収書等貼付欄

振込手数料 330円

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
041026	028	01	0155	
種別	店舗番号	口座番号	番号	
09		現金扱		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お振込		¥74,967		
お取引時刻	お取引後残高			
13:36	おつり	¥33		

武蔵野銀行
新座南支店
普通 口座番号 1045342
受取人 I.シゲノ 様
依頼人 ヒラマツタ イスケシムシヨ 様
振込日 04-10-26
振込金額 ¥74,637
振込手数料 ¥330

印紙税申告納付につき大宮税務署承認済

<ご注意>
 ○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

補記: 事務所家賃
(11月分として)

⑤ 平松大佑

更新合意契約書 (1)

有限会社 シゲノ (以下「甲」という)と 平松 大佑 (以下「乙」という)との間に
締結した物件表示の賃貸借契約書(以下「原契約」という)に関し、次の通り更新合意書を締結する。

物件 詳細	物件名	野島マンション			103	号室
	所在地	〒 352-0034	埼玉県新座市野寺2-8-48			
	貸主	有限会社 シゲノ	TEL	042-479-6414		
	構造	RC	3	階建		

第一条 原契約に基づく月額賃料を 令和 3 年 5 月 1 日
から以下の通り変更する。

契約期間					
開始日	令和	3 年	5 月	1 日	～
満了日	令和	5 年	4 月	30 日	まで

月 額 賃 料	家賃	54,500	円	町内会		円
	消費税	5,450	円	その他		円
	駐車場	14,687	円	その他		円
	水道料		円	合計	74,637	円

第2条 入居者は原契約とおりとする。

第3条 本合意書に定めのない事項は、原契約とおりとする。

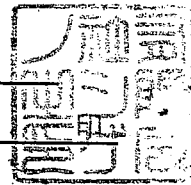
第4条 更新料は新賃料の一ヶ月分とする。

以上、この合意書を証するため本書3通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保管する。

令和 3 年 4 月 15 日 記入

甲 住所 埼玉県新座市野寺2-8-48

氏名 有限会社 シゲノ



乙 住所

氏名 平松大佑

TEL

仲介人 〒203-0014 東京都東久留米市東本町13-14

みなみかぜ

東京都知事(1)第101223号

TEL 042-420-4622 FAX 042-420-4623



整理番号 ino-77-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
--------------------------	--

支出年月日	令和4年10月27日 / 令和4年11月28日 令和4年12月27日
支出額	201960 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 按分率85% $79200 \times 0.85 = 67320$) $67320 \text{ 円} \times 3 \text{ ヶ月} = 201960 \text{ 円}$
使途	事務所賃借料(11.12.23年 月分)
支出先	リヨン

上記のとおり支出しました。

支出者名

井上航



140-77-2

【普通】建物賃貸借契約書（事業用）

貸貸人 [] (以下、「甲」といいます。)と賃借人 井上 航 (以下、「乙」といいます。)は【押印欄】記載の宅地建物取引業者の媒介により、下記【標記】Aに記載する賃貸借の目的物件 (以下、「本物件」といいます。)について、裏面に記載する建物賃貸借契約約款の内容を十分に理解し、賃貸借契約を締結します。その証として本契約書2通を作成し、甲および乙は、それぞれ署名または記名・押印のうえ、各1通を保有します。

【 標 記 】

A 本物件の表示

名 所	アントワープ		号 室	401号		
所在地 (住居表示)	〒 351-0112 埼玉県和光市山台一丁目10番18号		構 造	鉄筋コンクリート造 地上6階	専有面積	26.7㎡
駐車場番号①	車種/ナンバー	/	駐車場番号②	車種/ナンバー	/	
駐車場番号③	車種/ナンバー	/	駐車場番号④	車種/ナンバー	/	
バイク置場番号	車種/ナンバー	/	自転車置場番号	防犯登録番号	/	

B 賃貸借契約条件

事業目的・内容	事務所		
契約期間	2021年9月25日から2023年9月24日まで(2年間)		更新書類の有無 (有)
1ヶ月未満の 賃料計算	入居時：日割計算(老円未満切捨)	退去時：日割計算(老円未満切捨)	日割計算の場合の1ヶ月の日数は実 日数で計算
更新料 (貸室・駐車場)	新賃料の0.5ヶ月相当額分+消費税	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月相当額分+消費税
①賃借人による 解約予告期限	解約の6か月前までに申し入れること	②予告期間に満たない 申入れによる解約の場合	申入れから6か月分相当額を支払 う

C 賃料・賃料以外に授受される金銭の額 ※課税項目の場合は、税込となります。

【月額費用】			【契約一時金】		
項 目	金額(税込)	うち消費税	項 目	金額(税込)	うち消費税
賃 料	68,200円	6,200円	敷金・保証金	124,000円	0円
共 益 費	11,000円	1,000円			

D 支払いに関する事項

支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 振込み	支払期日	翌月分を毎月27日まで
振込先口座	<金融機関名> [] <賃料等受取人名義> []	<支店名・支所名> [] <預金種別> []	<口座番号> []

E 鍵に関する事項

1	メーカー名	鍵番号	本数	2	メーカー名	鍵番号	本数
	[]		[]		[]		[]

ino-77-3

2021年 9月 24日

貸貸人 (甲) 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

賃借人 (乙) 住 所 [REDACTED]
氏 名 井上 航
TEL [REDACTED]

連帯保証人 (丙) 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

※極度額：初回契約賃料および共益費の24ヶ月分

仲介人 住 所 埼玉県和光市丸山台1-10-4 F'sBOX 2F
免許番号 国土交通大臣 (5) 第5667号
氏 名 株式会社リゾン 和光支店
代表取締役 橋本 太樹
TEL 048-469-5211

取引士 登録番号 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

整理番号	ino-78-1
------	----------

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	令和4年10月27日 / 令和4年11月28日 令和4年12月27日
支出額	42,075 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 按分率85% $16500円 \times 0.85 = 14025円$ $14025円 \times 36日 = 42075円$)
使 途	来客時等駐車場賃借料(10.11.12月分)
支 出 先	リゾン

上記のとおり支出しました。

支出者名 井上 航

ino-78-2

00003041-00070492

駐車場(自動車保管場所)契約書

更新

締結日 2021年 8月 20日

名称	F'SBOX駐車場	区割	■
所在地	〒351-0112 埼玉県和光市丸山台1-10-4		
賃料	16,500 円 (内消費税相当額 1,500 円)		
契約期間	2021年 10月 31日 から 2022年 10月 30日迄の 1年 0ヶ月		
賃料振込先	■		
特約	無		

貸主 (甲)	住所	■		
	氏名	■	電話	■

借主 (乙)	ふりがな	井上 航			電話番号	
	氏名	井上 航			固定	■
	住所	■				
	勤務先名	埼玉県議会			勤務先電話	048-824-2111
	勤務先住所	埼玉県和光市浦和区高砂3丁目15番15				
	メーカー	ホンダ	車種	バイク	登録No	■
緊急連絡先 (同一世帯以外の親族)	ふりがな	■			電話番号	
	氏名	■			固定	■
	住所	埼玉県和光市浦和区高砂3丁目15番15				

仲介人 (管理会社兼 甲の代理人)	免許番号	国土交通大臣(5)第5667号				
	所在地	埼玉県和光市丸山台1-10-4			電話	048-469-5211
	名称	株式会社リオン 和光支店				
	代表者	橋本 巖				
	取引士	■	登録番号	■		

[更新] 駐車場賃貸借契約書

契約No. : XXXXXXXXXX
 物件No. : 0000003041

110-78-3

【標記】

A 本物件の表示			
名称	F' SBOX 駐車場		区割
所在地 (番地)	埼玉県和光市丸山台1-10-4		

B 賃貸借契約条件			
契約期間	2022年10月31日	から起算して	2023年10月30日 まで (1 年 0 ヶ月間)
更新料	新賃料の 0 ヶ月分	非課税	更新事務手数料 新賃料の 0.5 ヶ月分 外税

C 賃料と賃料以外に授受される金銭の額 ※課税項目の場合は、税込ととなります。			
月額費用	駐車料	16,500 円	外税
更新一時金費用	更新料		
	更新事務手数料	8,250 円	外税

D 支払に関する事項			
支払方法	口座振替または振込	支払期日	翌月分を毎月末日までに
振込先口座	<金融機関名>	<支店名・支所名>	<預金種別> <口座番号> <口座名義>

E 記名押印欄	
※代理の場合、賃貸人の押印は不要	
賃貸人(甲)	XXXXXXXXXX
賃貸人(甲)の代理人	埼玉県和光市丸山台1-10-4 F' SBOX 2F 株式会社リゾン 和光支店

賃借人(乙)	住所 ※法人の場合は所在地	XXXXXXXXXX
	フリガナ	イノウエ ナツ
	氏名 ※法人の場合は社名、 代表者の肩書と氏名	井上 航

F 管理委託先							
管理会社	株式会社リゾン	住所	埼玉県和光市丸山台1-10-4 F' SBOX 2F	登録番号	国土交通大臣(2)第288号	連絡先	048-469-5211

G 管理の業務内容			
管理事務の内容			
家賃等の受領	<ul style="list-style-type: none"> 【標記】Dに記載されている方法にて受領します。 支払われた賃料等は財産の分別管理記載の通り、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。 	財産の分別管理	管理会社は、自己の財産と、本物件の所有者に支払うべき賃料等につき分別して管理を行います。
賃貸借契約の更新	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸借契約の更新を希望される場合は更新後の期間や条件等を記載した書面を交付します。 	※契約中のお困りごと相談はこちらへ	
賃貸借契約の終了	<ul style="list-style-type: none"> 退去時の債務の精算業務を行います。 	リゾンお客様センター	0570-024-050

H 特約	
1.	無
2.	
3.	
4.	
5.	

整理番号

345

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年10月27日	支出額	5000 × 0.9 4500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------	-----	---

使 途	政務活動用車両駐車場代金 (白岡事務所)
-----	----------------------

領収書等貼付欄 **無所属県民会議**

店番 □座番号
 [Redacted]
 無所属県民会議 白岡支部様
 埼玉りそな銀行 普通預金通帳
 [Redacted]



15	[Redacted]
16	[Redacted]
17	[Redacted]
18	[Redacted]
19	[Redacted]
20	[Redacted]
21	04-10-27 振替
22	*5,000
23	SMBC(カリビム)

※ 領収書は [Redacted]
 ※ 領収書は [Redacted]
 (別紙に貼付)

政務活動用車両
 駐車場代金
 白岡事務所
 全体管理組合

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐 車 契 約 書

パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は 岡重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日

甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1
パークシティ白岡全体管理組合

理事長 **八木 孝治**

駐車場番号 () 番

乙 住所 埼玉県白岡市小久喜675-1
(A・B・C)棟 パークシティ白岡B706
氏名 岡重夫 印

サイズ (A ・ B ・ C ・ D ・ 軽)

車 名 トヨタ アリウスα

車両登録番号

第1条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指定位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第2条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とする。
2. 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による。
3. 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不相当なときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改定することができる。

第3条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみで使用し、それ以外の用途に供しない。

2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。

第4条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

2. 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。

乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。

前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の私力等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに応ぜず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第12条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~月~~31~~日から2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2~~ヵ月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月が経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

以 上

376

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年10月27日	支出額	$57,330 \times 0.85$ $48,731$ 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small>
-------	----------	-----	--

使途	事務所家賃 (字代事務所)
----	---------------

領収書等貼付欄

無所属県民会議

店番 普通預金口座番号
 リソナリテール口座「くらしの通帳」 埼玉りそな銀行 XXXXXXXXXX 様
普通預金 (兼総合口座) 岡重夫様



普通預金 (兼お借入明細)

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引
04-10-27	振替	*57,330	SMBC(チチ)(セ-)	

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③金額の単位、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所家賃 (字代)

事業用賃貸借契約書(事務所)

305-0823

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 岡 重夫 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	第三タカノコーポ	102号室
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代3丁目5番17号	
		(登記簿) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代三丁目783番地1	
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建	
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月
	面 積	約36.02㎡ (約10.89坪)	
附 属 施 設	☒		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事業用・事務所専用

頭書(3) 契約期間

令和4年1月11日 から 令和7年1月10日まで 3年間 (2022.1.11~2025.1.10)	
目的物件の引渡し時期	令和4年1月11日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額55,000円・税込 (月額50,000円 (別途消費税等相当額 5,000円))		
共 益 費	月額2,000円・税込 (月額1,819円 (別途消費税等相当額 181円))		
駐 車 場	☒		
礼 金	金55,000円		
敷 金	金165,000円 初回契約時預り・無利息		
付属施設料	☒		
火災保険	入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに加入する義務を負う。		
保証会社	日本セーフティー(株) 連帯保証人無プラン 初回1年間 57,000円、2年目以降 更新保証料10,000円/年 (直接請求・支払)		
その他の条件	特約条項参照。		
貸与する鍵	鍵No・本数	別紙「鍵の預り証」参照。	
賃料等の支払時期	翌月分を毎月27日に口座引落。 (休業日の場合は翌営業日・引落手数料330(税込)は借主の負担とします)		
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	SMBCファイナンスサービス (日本セーフティー経由)

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 岡 重夫
	(自宅) TEL 0480-93-8956
	(勤務先) TEL 白岡事務所・0480-93-5671 (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]
管理業者	商号又は名称 株式会社イシモ建設
所在地	埼玉県春日部市浜川戸2-13 TEL 048-754-7111
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣(01)第00560号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [REDACTED] (賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証	家賃債務保証会社名	日本セーフティー(株)
	会社の提供する保証	主たる事務所の所在地	東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル8F
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通省(1)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

- ・本契約更新時には、借主は貸主に対して更新料として新賃料の1ヶ月分を支払い、更新事務手数料として新賃料の1/2ヶ月分+消費税を貸主・借主双方は媒介業者へ支払うものとします。
- ・入居中は、借主の責任と負担において管理会社指定の保証会社に参加するものとします。
- ・入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに参加する義務を負います。

頭書(9) 特約事項

- ・本物件は現況有姿で入居するものとします。ただし、現況の和式便所は、借主の希望があれば本物件引渡し後に貸主の負担で洋式便所に変更工事が可能です。退去時には借主の責任と負担において原状回復工事が必要となります。(現況:天井・壁はビニールクロス・床はコンクリート(多少のひび割れ等がありますが、修繕は致しません))また、物件内に設置されている照明器具等に関しては前入居者の残置物となりますので保証は出来ません。故障時等のメンテナンス費用及び修繕・撤去・新設工事費用等は借主の負担となります。
- ・本物件は、借主の事業(政治活動・県会議員)のための事務所として賃借するものであり、それ以外の用途で利用する事は禁止とします。万が一、入居中に利用形態や事業内容の変更等をする場合には、事前に貸主へ申し出て許可を得るものとし、賃料の1ヵ月分+消費税を用途変更使用料として支払うものとします。また、変更に伴い保証会社及び火災保険の内容変更費用が発生した場合にも、借主の負担で支払うものとします。
- ・借主は自己の政治活動等に利用する事を希望しており、貸主はその目的に沿うよう必要な許可取得等に協力するものとします。ただし、許可取得ができなかった場合や相続等により賃貸借契約が出来なくなっても貸主及び仲介会社はその責めを負いません。
- ・本契約後、改装工事により造作工事や配管・配線等(パーティション一部撤去費やコンセント増設工

- 事等)の変更をする場合には、事前に連絡及び工事計画書と図面を提出の上、貸主の承諾を得て借主の責任と負担において工事するものとします。また、退室時には原状回復義務を負います。
- ・業種によっては各店舗・事務所で防火管理者(有資格)の設置が必要となり、開店前までに消防署に使用開始届を提出しなければなりません。そのため消防検査等に合致した改装が必要となる事を借主は承諾の上、入居及び改装工事を行うものとします。また、入居中は借主の責任と負担において維持管理するものとし、消防検査・点検等の結果、維持管理及び必要な改善を求められた場合には借主の責任と負担において対応・改善するものとします。
 - ・新たに本物件の外部に直接看板等を取付けることは禁止とします。ただし、貸主へ計画書を提出しその許可を得られた場合には設置可能ですが、貸主の想定外の設置場所や大きさにより別途費用が発生する可能性があります。
 - ・本物件に入居後、近隣からの苦情等(営業時間・騒音等)には真摯に対応し、借主の責任と負担において改善に努め解決するものとします。
 - ・本物件への借主及び借主の関係者等の居住は禁止します。借主及び借主の関係者等の寝泊まりが判明した場合には貸主は本契約を即時解約できるものとし、借主はその通知に従い速やかに原状回復工事をして明渡すものとします。
 - ・本物件の利用に関して借主及び借主の関係者等が何らかの問題を起こした場合には、借主の負担と責任において改善に努めるものとします。万が一改善が見られない場合には、貸主からの通告後に賃料の値上げとなる場合があり、借主はその通告に従うものとします。また、その後の更新契約は出来ないものとします。
 - ・借主からの退去通告は3ヶ月前通告となります。
 - ・退室時は、通常クリーニング費用(基本42,000円・税別)は借主の負担とし、敷金より差引かせて頂きます。借主の責による汚損・破損等及び債務があった場合には、原状回復にかかる修理費用等及び債務を敷金より相殺とし、足りない場合には別途支払うものとします。また、貸主は返金すべき敷金があった場合には速やかに返金するものとします。
 - ・宮代町は、事業用のゴミは家庭用ゴミの収集には出せませんので借主の責任と負担において適切に処分してください。
 - ・電話・インターネット環境等の配管・配線工事及び地上デジタル放送や衛星放送の視聴に伴うアンテナの設置、幹線引込費用、月額の使用料等は、借主の負担となります。
 - ・本物件周辺は近年の局地的な集中豪雨や異常気象等により、排水が許容範囲を超えた場合に付近との高低差による浸水等、何らかの被害が出る可能性があることを了承して借り受けるものとします。
 - ・本物件は周辺環境により、騒音・振動・臭気等の発生、並びにその影響により建物に歪み等が発生する可能性があることを借主は了承して借り受けるものとします。
 - ・対象不動産周辺は第三者所有地となっているため将来建築物が建設(又は増築・改築)され、その際周辺環境・景観・日照・眺望・風向・各種電波障害等に影響がでる場合があることや、逆に借主が改装する際に近隣に対して騒音・振動・臭気等の対策を講じなければならない可能性がある事を借主は了承するものとします。
 - ・「法令に基づく制限」については、重要事項説明時点における内容であり、将来法令の改正等により、対象不動産の利用等に関する制限が付加または緩和されることがあることを借主は了承するものとします。
 - ・契約条項第6条(B)は削除します。

以下余白。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3 年 12 月 23 日

貸主・甲	〒 [REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
借主・乙	〒 349-0217 埼玉県白岡市小久喜625-1 18-9 白岡 B棟 206		
	氏名	岡 重夫	TEL 0480-93-5671 携帯 [REDACTED]
保証会社	㈱日本セーフティーの保証システムを利用する。		
緊急時の連絡先 (入居者以外の 身内の方)	〒 [REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	続柄 [REDACTED] TEL [REDACTED] 携帯: [REDACTED]

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(1)第23649号	免許番号	埼玉県知事(6)第17198号
免許年月日	平成30年3月9日	免許年月日	平成30年1月31日
所在地	春日部市浜川戸2-13-13	所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町本田2-6-1
商号	株式会社 イシモ建設	商号	有限会社 鈴木ホーム
代表者	石島 誠	代表者	鈴木 充
電話番号	048-754-7111	電話番号	0480-34-9699
宅地建物取引士		宅地建物取引士	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 **158**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年10月27日	支出額	14,400 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(事務所用)		
領収書等貼付欄			

領収証	無所属県民会議 久喜支部 埼玉県議会議員 石川忠義様	No.
		登録番号
金額	716000	
但	R4.11月分 駐車場代2台分 R4年10月27日 上記正に領収いたしました	
内訳	現金 / 小切手 / 手形 /	
税率	金額(税抜・税込)	
%	消費税額等	
税率	金額(税抜・税込)	
%	消費税額等	
	収入印紙	TEL [REDACTED]

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

16,000 × 0.9 = 14,400
 政務活動に使用の経費合計 9/102142720

整理番号 147-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	---

支出年月日	2022年 10月27日	支出額	11,250 円
使 途	<p style="text-align: center;">駐車料金(11月分) [15,000×75%=11,250] 株式会社東急コミュニティー</p>		

領収書等貼付欄 別紙参照

政務活動車両用

自宅マンションに
 自家用車両と
 政務活動車両の
 2台分駐車場を
 借りています。

区分所有者
 でないと
 マンション専有車場
 を借りられないため、
 契約者は実父、
 [REDACTED] に
 なっています。

⑤ 金野桃子

2022年11月15日

領収書No. 43842022110001

〒335-0023
埼玉県戸田市本町1-21-8
無所属県民会館戸田支部

(管理受託業務) 株式会社 東急コミュニティー
〒158-8509
東京都世田谷区尾山台1丁目10番1号
世田谷区民会館5階アタワー

こんの 桃子 様

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
川口センタービル2階



〒157 桃子 様

株式会社 東急コミュニティー
第一事業部(マンション)
北関東支店 営業チームB

領 収 書

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
下記のとおり領収いたしましたのでご確認お願いいたします。

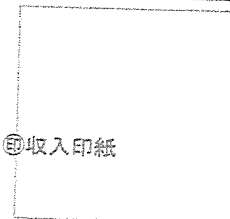
金額		¥15,000- (内、消費税等額 ¥0)			
入金日	号室(該当年月)	項目名	本体金額(円)	消費税等額(円)	税込金額(円)
2022/10/27	2022/11	駐車場使用料	15,000	0	15,000
合 計			15,000	0	15,000
住 所		埼玉県川口市本町四丁目1番8号 川口センタービル2階			
お問合せ先		施設部署 第一事業部(マンション) 北関東支店 営業チームB			
TEL		0120-011-109			
担当者		[Redacted]			
備 考					

【注意】

下記の場合は無効です。

- ・金額訂正又は改ざんしたもの
- ・収納した小切手等が不渡の場合
- ・手書きによるもの
- ・社印のないもの

㊤収入印紙



自動車駐車契約書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、
 敷地内駐車場内に甲の指定する自動車 (以下「登録自動車」という。)を駐車するため、
 営規則 (以下「運営規則」という。)に則り次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (登録自動車並びに駐車区画)

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車 名 トヨタカローラスポーツ
 車両登録番号
 車両所有者名 桃子
 車両使用者名 桃子
 駐車区画

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時と同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時性の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内 (全長・全幅・全高・総重量) で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

第2条 (契約の期間)

契約期間 2020年 2月10日から2020年 8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

第3条 (駐車場使用料)

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000円
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

第4条 (使用料の変更)

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相当になったときは契約期間中といえども、管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

第5条 (甲の賠償義務)

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に關係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の免責)

1. 乙は、天災、盗難、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき蒙った損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
- (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各捺印のうえ、各1通宛保存する。

2020年2月8日

甲 (借主)

乙 (貸主)

管理費



整理番号	148-1
------	-------


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	2022年10月27日
支出額	<p>10,193 円</p> <p>$13,200 + 390 = 13,590$ (保証料)</p> <p>(按分した場合の積算方法 $13,590 \times 75\% = 10,193$)</p>
使 途	来客用駐車場代(10月分)
支 出 先	住友林業レジデンシャル株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名 金野桃子 

148-2

e#os ご利用代金明細書

桃子 様

いつもエポスカードをご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用いただきましたカードのご利用明細を下記の通りご案内申し上げます。

明細書作成日 2022年10月05日	明細書ページ数 01ページ目
-----------------------	-------------------

MARUI GROUP

株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4-3-2
登録番号 関東財務局長(6)第01386号
お問い合わせはエポスカスタマーセンターまで (受付時間9:30~18:00)
東京 03-3383-0101 大阪 06-6630-0101

■今回のご請求額

お支払日 2022年10月27日
お支払金額合計 13,590円

<口座引落としの方へ>金融機関が休業の場合は、お引落し日は翌営業日になります。

・口座へのご入金は、お支払日の前日(金融機関休業日)までをお願いします。

カード種別	エポスカードVISA
全店種別名	埼玉りそな銀行
支店名	
口座番号	
口座名義	ムジヨソケンミンカイギト 様

※上記「お支払口座」はエポスカードの登録内容を表示しております。

※金融機関の手続きの都合等により、上記口座からお引落しできない場合があります。

ご利用明細

★ショッピングの1回・2回・ボーナス一括払い、キャッシングの1回ご利用分を「リボ払い」に変更いただけます。【リボ変更締切日 : 10月22日】
※リボ変更によりリボ・分割・ボーナス払いのご利用残高がご利用可能枠を超える場合は変更いただけませんのでご注意ください。

ご利用日 年 月 日	ご利用先など マレイご利用分(お支払い)の代金明細を表示しています	ご利用明細		今回のお支払明細		リボ 分割	リボ 払い
		ご利用金額	回数	お支払金額	回数		
	<その他ご利用分・手数料等>						
	10月分家賃等	13,200	1回	13,200	1		
	10月分保証料	390	1回	390	1		

今回のお支払合計金額(円) 13,590円

- ・ショッピングのリボ払いの「弁済金」、分割払いの「分割支払金」は、本書面では「お支払金額」と記載しています。
- ・ショッピングのリボ払いの「現金販売(提供)価格」、分割払いの「支払総額」は、本書面では「ご利用金額」と記載しています。
- ・ショッピング分割払いの場合、記載金額に分割払い手数料を含みます。
- 【ご利用日】ご利用締め日(お支払日の前月同日)までに到着した売上表および現在お支払い中のご契約のご利用日です。
- 【今回回数】何回目のお支払かを表示します。
- 【摘要】ボーナス払いのお支払予定月やリボ払いの元利内訳、海外利用の場合の現地通貨額/換算レートなどを表示します。(上段:現地通貨ご利用額、下段:換算レート)
※高倍相場により、現地通貨額・通貨レートを表示できない場合もございます。
- 【リボ・分割】◎=リボ変更済みです。●増額引落し申請を承りました。▲=分割変更済みです。
- 【備考】◇=優待割引適用分です。□=VISA加盟店利用の取消による金額変更分です。◆=いつでもリボで承りましたがリボ・分割・ボーナス払いのご利用可能枠を超えたため、1回払いのご利用になります。△=コンビニ・郵便局(後払い)でご利用後、エポスカードでのお取扱いに変更させていただきました分です(リボ変更対象外)
▽=バーチャルカードご利用分です。

1回払いのご利用等を除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いを停止できる場合があります。

148-3

駐車場使用更新契約書

【賃借人用】

2007001901-P0012

賃貸人を甲とし、賃借人を乙として、甲と乙は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。
この契約の締結の証として契約書 2 通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自 1 通保管する。

■ 賃貸借の目的物件

名称	ビューテラス戸田公園	
所在地	埼玉県戸田市上戸田2-46-10	

■ 契約条件

契約時支払済	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額
	敷金_駐車場				¥15,000	駐車場
契約期間	2022年04月01日 から 2023年03月31日 まで					
更新料	なし			更新事務手数料	なし	
賃料振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

■ 駐車対象車両

車種	トヨタ カローラ	色	白
登録ナンバー	[REDACTED]		

契約締結日 2022 年 04 月 01 日

賃貸人(甲)	氏名	[REDACTED]	印鑑不要
	住所	[REDACTED]	
	電話番号		
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	●
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階	
	電話番号	0486485981	
賃借人(乙)	氏名	金野 秋子	●
	住所	戸田市 本町 1-21-8-1F	
	電話番号	048-230-5378	
連帯保証人 (丙)	氏名		印
	住所		
	電話番号		
	氏名		印
	住所		
	電話番号		

■ 特約事項

【契約者変更に関する特約】

1. 貸借人につき2020年4月1日より [] から金野桃子へ名義変更する。
2. 旧貸借人である [] が契約締結時に支払った敷金15,000円は金野桃子に譲渡するものとする。
3. 貸借契約上の権利と責任を金野桃子は引継ぐものとする。
4. 本貸借人名義変更を以って、現契約時の連帯保証人の設定がある場合、その責は終了する。
5. 本契約においては、解約時原状回復費用算出の際、
契約期間は [] での法人契約において契約していた期間を含むものとし、
契約期間は2008年4月1日を起算とする。
6. 新旧貸借人である金野桃子及び [] は上記事項に同意し署名捺印をするものとする。

2021年4月分駐車場代より、16,500円から13,200円へ変更するものとする。

以下余白

駐車場

CB020020140C

整理番号

112

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 4年10月28日	支出額	85,318円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃料 (令和4年10月分)		

領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(技番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798×0,9=85,318

政務活動に使用する割合が 90%であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

普通預金(兼お借入明細)

摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を意味します。)</small> (円)
[Redacted]			
04-10-28 .振替	*94,798	RKS(コンビニ)	* [Redacted]
[Redacted]			

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

整理番号 **176**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年10月28日	支出額	65,394 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所貸借料		

領収書等貼付欄

04-10-28 .送金 | *72,660 | | |

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

③事務所貸借料 ⑤石川忠義
 72,660(¥72,000家賃、¥660手数料) × 0.9 = 65,394
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書【更新】

貸主： [REDACTED] (以下「甲」という)と
 借主： 石川 忠義 (以下「乙」という)及び
 連帯保証人： [REDACTED] (以下「丙」という)は、
 下記の物件(以下「本物件」という)について下記の内容及び契約諸条項を取り決めて、
 建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結した。

(1) 賃貸借の 目的物の 表示等	名称	(082)コバヤシビルB棟(管理外)		2 階	201	号室
	所在地	(住居表示)	〒 346-0003 埼玉県久喜市久喜中央2丁目4-30			
		(登記簿)				
	種類	貸店舗・事務所(一部)		家屋番号		
	面積	39.68 m ²		構造・階数	鉄骨造	2 階建
	貸主・ 転貸人	住所	[REDACTED]			
		氏名	[REDACTED]			
	物件の 管理者	住所	〒 [REDACTED]			
		氏名	[REDACTED]			
		電話	[REDACTED]			

(2) 賃貸借条件	使用目的	事業							
	借主	フリガナ	イシカワ タダヨシ			電話番号	[REDACTED]		
		氏名	石川 忠義			携帯電話	[REDACTED]		
		生年月日	1969年12月5日			性別	男性		
		勤務先名	埼玉県議会						
	入居者名	続柄	氏名		性別	生年月日	電話番号		
		本人	石川 忠義		男性	1969年12月5日	[REDACTED]		
							合計	1 名	
	連帯保証人	フリガナ	[REDACTED]			電話番号	[REDACTED]		
		氏名	[REDACTED]			携帯電話	[REDACTED]		
		性別	男性	生年月日	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]	極度額	円
	月額	家賃	65,455 円	消費税	6,545 円	税込	72,000 円		
		共益費	0 円	消費税	0 円	税込	0 円		
		駐車料	0 円	消費税	0 円	税込	0 円		
			0 円	消費税	0 円	税込	0 円		
			0 円	消費税	0 円	税込	0 円		
		月額合計						72,000 円	
	契約金・一時金	敷金	144,000 円		礼金	0 円			
火災保険料		39,210 円			0 円				
		0 円			0 円				
更新料	新家賃の 1 ヶ月分		更新事務手数料	新家賃の 0.5 ヶ月分+消費税					
火災保険	日新火災海上保険株式会社								
契約期間	始期	2021年5月21日			から	3 年 0 ヵ月			
	終期	2024年5月20日			迄の				
解約予告	解約の効力は、乙が解約の申し入れをした日から 2 ヵ月の経過をもって発生する								
家賃、 管理・共益費等、 及び駐車料等の 支払方法並びに 支払期限	金融機関	[REDACTED]		銀行	支店	[REDACTED] 支店			
		口座			口座番号	[REDACTED]			
		名義人		[REDACTED]					
		持参先		[REDACTED]					
	翌月分を毎月 末 日までに 振込								

整理番号 149-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年 10月28日	支出額	46,937円
使途	事務所賃貸(11月分) [55,220×85%=46,937] オルテ地所開発株式会社 50,000 + 5,000 + 220 (税) (手数料)		

領収書等貼付欄

別紙参照

事務所賃貸(11月分)

⑤ 金野桃子

覚書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、下記物件につき、下記条項を合意したので覚書とする。

甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を2019年10月分(2019年9月末日までに支払済み)より50,000円(別途消費税)に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町1-21-8
 名称 パークハイツ熊木
 号室 1階(事務所)

以上

2019年9月30日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主 住所 戸田市本町1-21-8-1A

氏名 金野桃子

事業用賃貸借契約書

更新

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と、借主 金野 桃子 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	パークハイツ熊本 1F事務所		
所在地	(住居表示)	戸田市本町1-21-8	
	(登記簿)	戸田市本町一丁目1386番地4	
構造	鉄骨造壁面床4階建		
種類	貸事務所	新築年月	1990年8月11日
間取り	スケルトン	床面積	18.46㎡ (5.68坪)
賃貸方法	一般借家契約		
付属施設	階段下倉庫		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政治事務所

頭書(3) 契約期間

期間	2022年6月1日	～	2025年4月30日	(3 年間)	2019 年～
----	-----------	---	------------	---------	---------

頭書(4) 賃料等

月額賃料等	賃料	55,000 円	共益費	0 円	駐車場使用料	0 円
	(内消費税等) 5,000 円)		(内消費税等) 0 円)		(内消費税等) 0 円)	
その他	敷金	110,000 円	月額合計(税込)	55,000 円	支払時期	毎月末日までに翌月分を
	賃料の 2 カ月分		(内消費税等) 0 円)		支払方法	振込み
保証料	新規契約時	— 円	火災保険料	別途契約	3 年間分	円
	※更新料:	— 円	償却	無し		
その他の条件						
貸与する鍵	鍵 No.					
賃料の振込先	本 本 本 本					

頭書(5) 借主緊急連絡先及び入居者、駐車車両

緊急連絡先	氏名	自宅TEL	携帯TEL	
	住所	Fax/Mail		
入居者	氏名 借主と同じ	自宅TEL 借主と同じ	携帯TEL 借主と同じ	
	住所 借主と同じ	Fax/Mail 借主と同じ		
駐車車両	メーカ	車種名	カラー	ナンバー

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所	TEL
	氏名 オルテ地所開発株式会社	住所 埼玉県戸田市本町4-17-28	TEL 048-443-1411
管理業者	賃貸不動産管理業協会会員番号: 国土交通大臣(1)第4780号 / 管理担当者: / 賃貸不動産管理士登録番号:		
所有者	住所		
(貸主と異なる場合)	氏名		

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックしその左欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		担保額	—
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供	家賃債務保証業者名	
	主たる事務所の所在地		
	家賃債務保証業者登録番号		

期	要	お支払金額	お預り金額	差引残高
04-10-28	振替	*55,220 RKS(オルチ)		


① 任意支払の必要手段で入金の場合は、摘要欄にお支払しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の期限より異なります。詳細は窓口にお問合せください。
 ② 本通帳の下部項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・入賞賞金等の場合、通貨単位に記された通貨単位となります。
 ・その他の残高の単位は、円単位となります。

整理番号 355


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	4年 10月 31日
支出額	57,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 68,000 × 0.85)
使途	事務所家賃
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡重夫  印

第5回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	壹ヶ月	敷金
	68,000円也	136,000円也（無利息の約定）

貸主 XXXXXXXXXX を甲として、借主 無所属県民会議
白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃借料を
以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2022年9月1日より2025年8月31日 迄向う3ヵ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に 関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。
- 第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は 完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還する こと。

第10条 （ 特 約 条 項 ）

- ・ 家賃振込先：XXXXXXXXXX
- ・ 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- ・ 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ・ ガスは乙側の業者とする。
- ・ 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- ・ 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各者通宛を所持する。

2022年8月10日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (印)

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜1195-1

氏名 熊新属県民会議白岡支部 岡重夫 (印)

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (印)

仲介人 住所 〒349-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1

氏名 有限会社 田口住宅 代表取締役 吉岡由隆 TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1355 (印)

取引主任者 登録番号 [REDACTED] (印)

整理番号 102-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4年10月31日	支出額	74,196 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 R4.11月分		

領収書等貼付欄 無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R4.11月分

$(82,000 + 440) \times 90\% = 74,196$ 円

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため90%の按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
40476	04-10-31	12:45
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥82,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証
お振込明細またはご案内		
お受取人	お振込先	
ミツビツイーファクイー	電信	
ヒガリマツヤマ		
普通 0272630		
イセト(カ様)		
登録番号 0010		
マツサカ ヨツヒロ様		
電話番号	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
取扱番号 300260	*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→	

102-2

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 [] (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という)と

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約書」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人の義務について連帯保証契約を締結した。

名称	鳥海店舗北 1 階	
所在地	(登記簿) 東松山市箭弓町3丁目3-13	
種類	店舗	家屋番号
構造	木造	
面積	専有 12.00坪 (約)	その他使用可能な面積 (約) m ² 坪
物件の所有者	バルコニー	
使用目的	店舗	
賃料	月額 80,000 円(うち消費税 0 円)	賃料の (金額) 3 ヶ月分 240,000 円
管理費	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	(金額) 円
共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	(金額) 円
駐車場料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金
付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金
雑費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新料
保険料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新料の (総額) 11,000 円
保証金	0 円	(うち消費税) 1,000 円
敷金・保証金の返還時期	(3.3可当たり)	保証料
保証金の償却	本物件の明渡し後	更新手続料
借主の連帯保証人	連帯保証人 []	更新手続料 (うち消費税) 円
契約期間	2023年09月01日 から 2026年09月30日迄の3年0カ月0日	更新手続料 (うち消費税) 円
借主の解約権	借主の効力は、借主が解約の申込みをした日から3カ月の経過をもって発生する。	更新手続料 (うち消費税) 円
賃料・管理費・共益費・駐車場料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払	持参払 持参先 [] (住所) [] (氏名) []	更新手続料 (うち消費税) 円
期限	振込先 [] (口座No.) []	更新手続料 (うち消費税) 円
	口座名義人 []	更新手続料 (うち消費税) 円
	口座引落 委託会社名	更新手続料 (うち消費税) 円
	更新手続料 (うち消費税) 円	更新手続料 (うち消費税) 円

付属施設	No.	No.	No.
貸する	No.	No.	No.
その他	No.	No.	No.
貸主・甲 借主・乙			
住所	T 355-0028	T 855-0044	T 855-0044
電話番号	埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号	埼玉県東松山市大島正代179	
氏名	イセト一株式会社	松坂喜浩	
代表取締役	中村ツタ子		
乙の連帯保証人	[] (住所) [] (氏名) [] (乙との関係) [] (電話番号) [] (勤務先) [] (郵便番号)	[] (住所) [] (氏名) [] (乙との関係) [] (電話番号) [] (勤務先) [] (郵便番号)	
(緊急時の連絡先)	(住所) [] (氏名) [] (電話番号)	(住所) [] (氏名) [] (電話番号)	
媒介業者	埼玉県知事 (1) 第23789号	埼玉県知事 (1) 第23789号	
主たる事務所	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15	
商号	イセト一株式会社	イセト一株式会社	
代表者	中村ツタ子	中村ツタ子	
登録番号	[]	[]	
氏名	[]	[]	
事務所所在地	イセト一株式会社	イセト一株式会社	
電話番号	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15	
	さくらビル1階	さくらビル1階	
	0493-21-1000	0493-21-1000	

・本賃貸借期間満了に際して、更新する時、賃借人は新賃料の1ヶ月分の更新料を支払う。

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和 5 年 8 月 30 日

整理番号 103-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4年10月31日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R4.11月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R4.11月分 (事務所員用)

8,000円×2台分=16,000円

16,000円×90%=14,400円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	[REDACTED]
取扱店	お取引日	時刻
40476	04-10-31	12:44
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証
お振込明細またはご案内		電話
[REDACTED]		
登録番号 0007		
マツサカ ヨシヒロ様		
電話番号 [REDACTED]		印紙税申告納
取扱番号 310003		付に三浦和
		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。

103-2

類り金
3万円以上
(借主保管
用貼付)
200円印紙

駐車場(自動車保管場所)契約書

所在地 埼玉県東松山市第3町3-4-1

名称 塚田駐車場 内第 [] 号

車種 プレートナンバー

(うち消費税 円也)

賃料 壹ヶ月 金 ¥ 8,000- / 円也

金 金 円也(無利息の約定)

本証をもって預り証とする。 別紙預り証を發行する。

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は平成30年1月1日より平成30年12月31日迄の向う1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。解約の申し入れがない場合は自動的に契約更新とする。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一賃料の滞りも滞納せる場合は、権利金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

支払 銀行振込

銀行名

名義人

口座番号

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各巻通を所持する。

平成29年12月28日

貸主(甲) 氏名

住所

電話

借主(乙) 氏名

住所

東松山市正代1179

松坂喜浩

借主(乙) 氏名

住所

取引主任者

登録番号